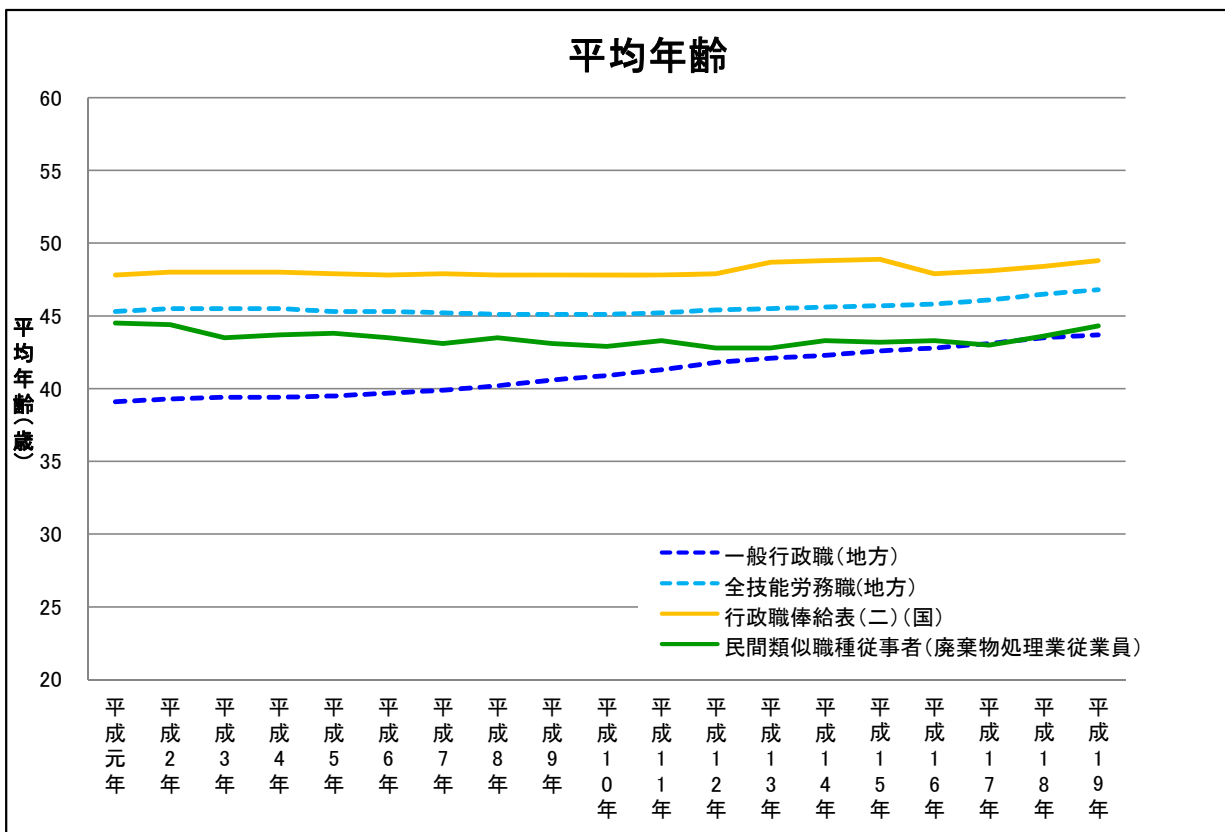
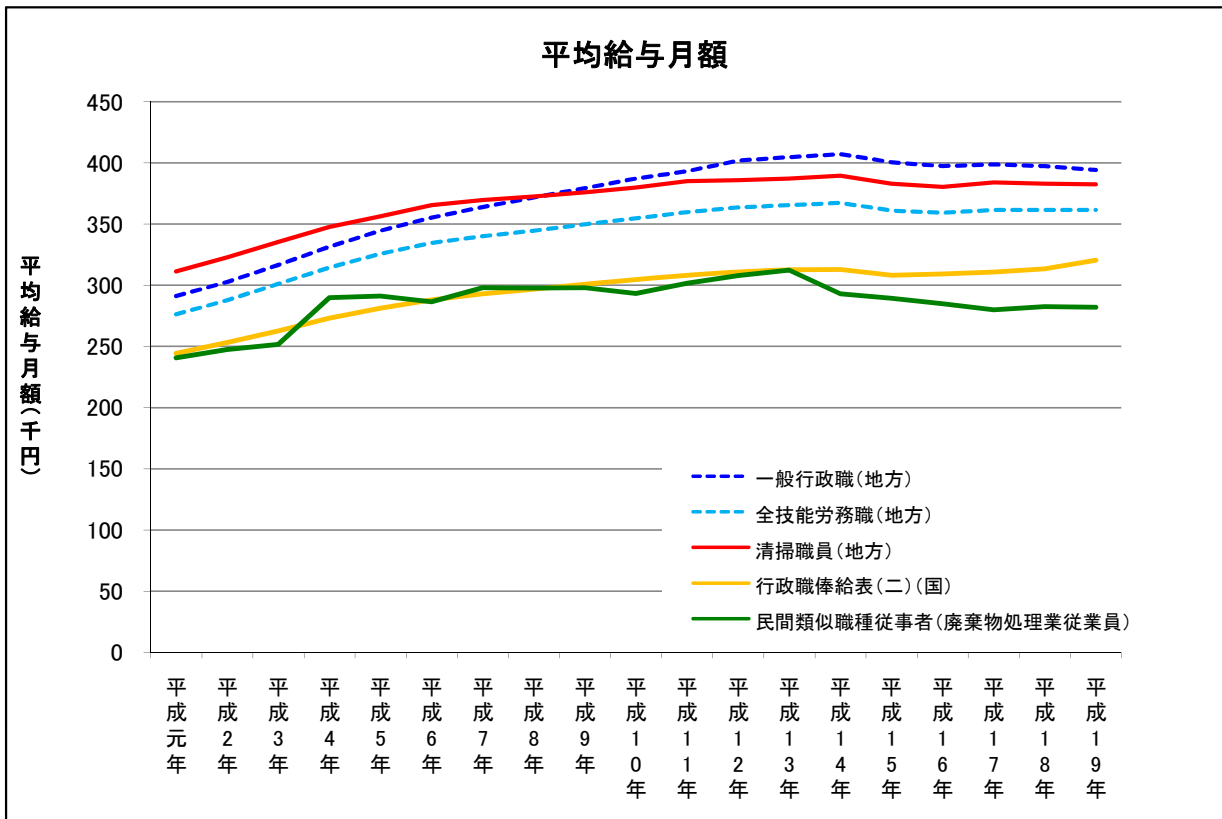
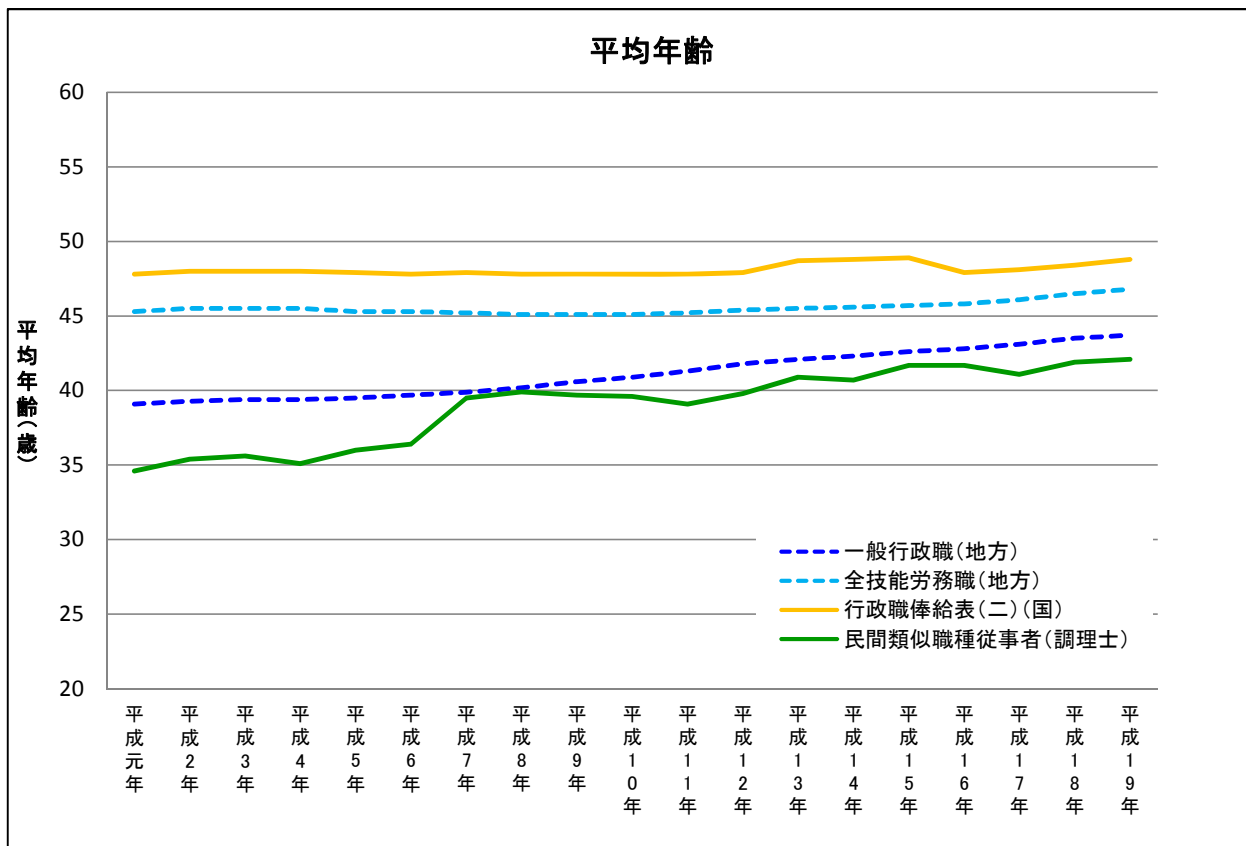
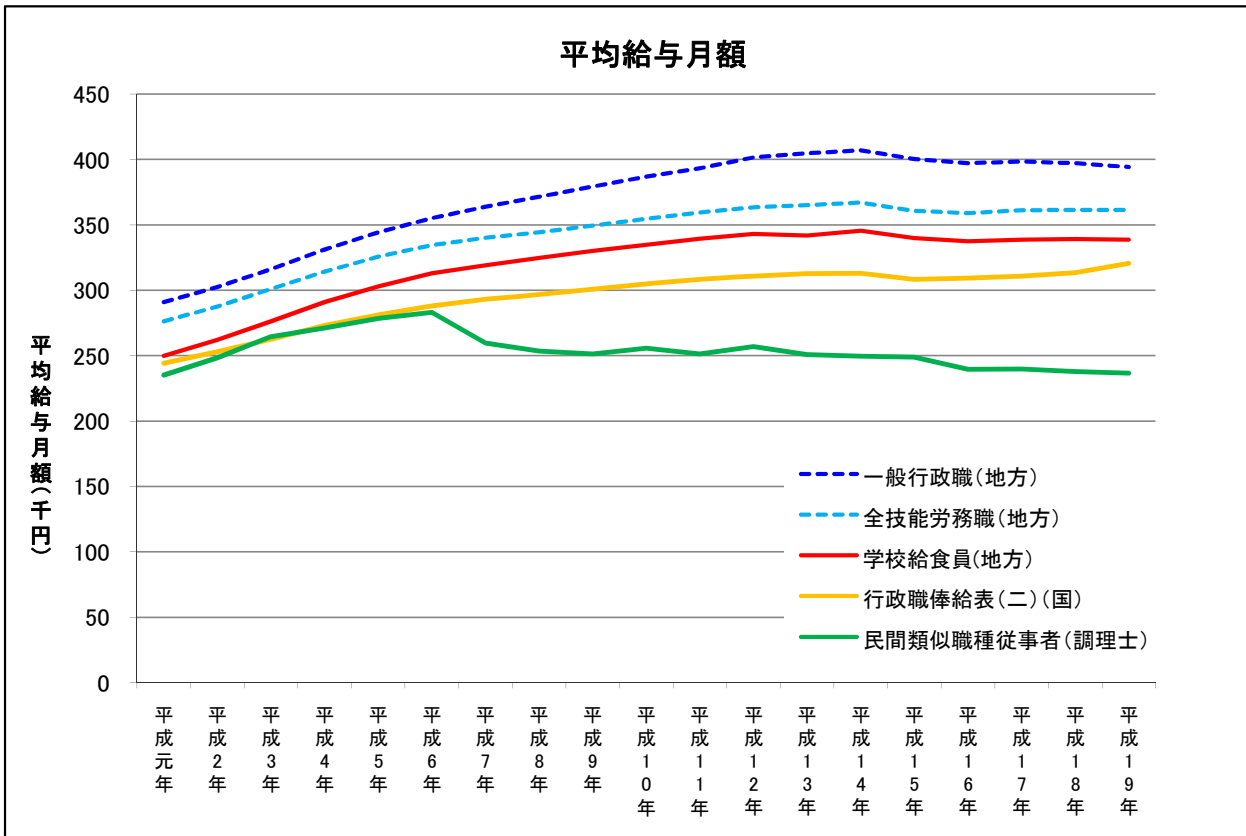


賃金センサスデータの分析結果③
(職種別の賃金水準の経年変化)

I. 清掃職員



II. 学校給食員



(留意事項)

- 1 このグラフは、技能労務職に類似する民間職種のうち、賃金センサスの公表データと平均給与月額及び平均年齢の経年変化が比較可能な「清掃職員」と「学校給食員」について、地方公共団体の技能労務職員及び一般行政職並びに国の行政職俸給表（二）適用職員のデータと比較するものである。
- 2
 - (1) 地方公務員のデータは、各年度の地方公務員給与実態調査によるものである。
 - (2) 地方公務員の「平均給与月額」は、給料月額、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、単身赴任手当、寒冷地手当（年額を12で除した額）、特地勤務手当、初任給調整手当を含むものである。（国家公務員とベースを揃えている。）
- 3
 - (1) 国家公務員のデータは、各年度の国家公務員給与実態調査によるものである。
 - (2) 国家公務員の「平均給与月額」は、俸給、扶養手当、俸給の特別調整額、地域手当、住居手当、寒冷地手当、特地勤務手当等を含むものである。（地方公務員とベースを揃えている。）
- 4
 - (1) 民間類似職種従事者のデータは、各年度の賃金センサスのうち、「清掃職員」については廃棄物処理業従業員の、「学校給食員」については職種が調理士である者のデータを用いたものである。
 - (2) 民間類似職種従事者のデータには、公務員とは雇用形態や勤務形態の異なる者のデータが含まれている。また、事業所規模が常用労働者5人以上を雇用する事業所を対象としたものである。
 - (3) 民間類似職種従事者の「平均給与月額（所定内給与額）」は、基本給、職務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当等を含むものである（超過労働給与額は含まない。）。